

小田原市民ホール条例に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準の素案について

1 目的

小田原市民ホール条例（以下「条例」といいます。）に基づく申請に対する処分の審査基準及び不利益処分の処分基準を定めるものです。

2 内容

【申請に対する処分の審査基準】

(1) 施設の使用許可の申請に対する処分の審査基準（条例第6条第1項及び第4項関係）

ア 市長は、施設（大ホール、小ホール、楽屋、スタジオ、練習室、展示室、ギャラリー回廊）の使用について、次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないことができることとします。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(イ) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認めるとき。

イ ア(ア)から(ウ)までに該当する場合を例示すると次のとおりです。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

a 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。

b 騒音、異臭など周辺に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

c 各種要求大会、決起大会等で闘争の場になるおそれがあると認められるとき。

d 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。

e その団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。

(イ) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

a 当該使用により建物や付帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認めるとき。

a 使用許可申請に虚偽があると認められるとき。

b 使用許可条件に従わないとき。

c その他、市民ホールの管理上支障があると市長が認めるとき。

(2) 施設の使用の変更の許可の申請に対する処分の審査基準（条例第6条第1項関係）

市長は、使用の変更の申請があったときは、他の使用者の使用に支障が生じない場合に限り、許可することができることとします。

(3) 特別の設備の承認の申請に対する処分の審査基準（条例第12条関係）

ア 使用者は、使用する施設に特別の設備をしようとするときは、市長の承認を受けなければならないこととします。

イ 承認の対象となるものは、市長がする以外の施設・設備等全部で、次の条件を全て満たすこととします。

(ア) 原状回復が可能であること。

(イ) 施設や設備を毀損し、又は滅失させるおそれがないこと。

(ウ) 施設の保守管理等に支障がないこと。

(エ) 当該設備の運搬・設置に当たり、他の利用者の支障にならないこと。

【不利益処分の処分基準】

(1) 施設の使用許可の取消し等の処分基準（条例第10条関係）

ア 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第6条第1項の許可を取り消し、又は使用を中止させることができることとします。

(ア) 偽りその他不正な手段により条例第6条第1項の許可を受けたとき。

(イ) 条例第6条第3項の条件に違反したとき。

(ウ) その使用が条例第6条第4項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認められるとき。

(2) 小田原市民ホールへの入館制限に係る不利益処分の処分基準（条例第14条関係）

ア 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、市民ホールへの入館を拒み、又は退館を命ずることができることとします。

(ア) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者

(イ) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認められる者

イ ア(ア)から(ウ)までに該当する場合を例示すると次のとおりです。

(ア) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者

- a 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるとき。
 - b 騒音、異臭など周辺に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - c 各種要求大会、決起大会等で闘争の場になるおそれがあると認められるとき。
 - d 指定暴力団等その団体の構成員が集団的に、又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。
 - e その団体の構成員が集団的に、又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき。
- (イ) 施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- a 当該使用により建物や付帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (ロ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があると認められる者
- a 使用許可申請に虚偽があると認められるとき。
 - b 使用許可条件に従わないとき。
 - c その他、市民ホールの管理上支障があると市長が認めるとき。

3 施行予定日

小田原市民ホール条例の施行日（小田原市民ホール条例公布日（令和2年3月4日）から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日）

4 参考資料

小田原市民ホール条例